●飛騨市移住促進補助金　（担当課：飛騨市移住支援センター（ふるさと応援課）　0577-62-8904）

補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額
移住促進補助金	市への移住定住を促進し、移住された方がスムーズに安心して飛騨市での生活に慣れていただくことを目的に、移住検討者来訪時の交通費補助、宿泊費補助、移住者への移住奨励金、引越し費用補助、子どもの転園・転校にかかる学用品等購入補助、ペーパードライバー講習費補助、除雪用具等の購入、県内企業への就職に伴う交通費や移転費に対して補助します。	次のいずれかに該当する方（補助内容によって異なります。） ①　移住検討者(市内に２親等以内の親族がいない方) 飛騨市への移住を検討するために飛騨市を来訪し、飛騨市移住コンシェルジュの案内を依頼した方又は飛騨市住むとこネット登録事業者の案内による空き家等の見学を行った方 ②　移住者(市内に２親等以内の親族がいない方) 飛騨市に転入した方で、転勤、医療施設又は福祉施設への入所等による一時的な移住ではなく、引き続き市内に定住する意思を有する方 （除雪用具等購入費補助は、豪雪地帯・特別豪雪地帯以外の地域からの移住者のみが対象） ③　学生 大学等の卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに、原則　４　年以上在学し当該大学を卒業する見込みがあり、かつ東京圏内（条件不利地域を除く）に継続的に在住している方で、就職に伴い飛騨市へ移住される方。	①移住検討者交通費補助　　現住所地によって３千円～1 万円の定額補助。1 世帯 2 回まで ②移住検討宿泊費補助 　移住体験を目的とした市内の対象施設での宿泊費用の 1/2 以内、1 回あたり上限 3 万円。1 世帯 2 回まで ③移住奨励品 　飛騨市に転入してから１年経過後に、単身世帯の場合は 10 万円、2 名以上の世帯の場合は 15 万円の地域電子通貨「さるぼぼコイン」又は古川町商品券若しくは神岡商店会連合会商品券を支給 ※　申請期間は転入して１年経過後から ④引越し費用補助　　引越しにかかった費用の 1/2 以内上限 5 万円 ⑤転入準備品支援事業補助 　学用品等購入にかかった費用に対して、保育園上限 1 万円、小学校上限 2 万円、中学校上限 6 万円 ⑥ペーパードライバー講習費補助 　自動車学校でのペーパードライバー講習費用の全額を１人につき２回まで補助 ⑦除雪用具購入費補助　　除雪用具購入費用の 1/2 以内上限 1 万円 ⑧スタッドレスタイヤ購入費用 　補助移住者が使用する車両用に初めて購入するスタッドレスタイヤ購入費用の 1/2 以内上限 3 万円 ⑨地方就職学生支援事業補助 ・　県内企業への就業を目的とした採用活動に参加するための往復交通費の全額（上限 11,000 円） ・　県内企業への就業に伴い飛騨市へ移住するために要した移転費（上限 81,500 円）

●移住者優遇補助（※抜粋）

補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
移住者への米贈呈事業 **(米 10 俵プロジェクト事業)**	地域に根付く互助の精神及び気質を市外に発信し、市外からの転入と定着の促進を図るため、移住し住宅を取得された方へ米 10 俵を贈呈します。	次のいずれにも該当する方 ①転入してから３年以内に、住宅を取得した方 ②「①」に該当になった日から１年を経過していない方 ③市内に２親等以内の親族がいない方　他脱炭素	1 世帯 1 年度あたり 1 俵（60kg）の米を 10 年間贈呈	ふるさと応援課 0577-62-8904
就職奨励金	市内企業における雇用の確保を図る目的で市内の事業所に就職(学卒・ＵＩターン就職者)された方に対し、奨励金を支給します。	市内事業所に３年以上常用労働者として勤務し、引き続き本市民である意思を持ち、以下のいずれかに該当する方 ①学卒者等就職者…中学校、高等学校、大学、各種学校及び職業訓練所を卒業又は中退後、3 年以内に飛騨市民として就職した方 ②ＵＩターン就職者…本市に転入する前に市外事業所で常用労働者として、１年以上雇用されており、市内事業所に就職してから３年経過し、就職時の年齢が満 45 歳以下の方	【交付金額】 奨励金　７万円	商工課 0577-62-8901
住宅新築・購入 **支援助成金**	市内での定住を促すとともに、脱炭素対策の推進を図るために、市内に住宅を新築又は購入される方に 助成金を交付します。	飛騨市内に定住する目的で住宅を取得する方（契約を締結し取得の手続きを終えた住宅が対象） 但し、事業期間は R8.4.1 から R9.3.31 まで ・令和８年度申請する場合、対象住宅は令和１０年３月末までに交付決定できる住宅に限ります。 ・令和５年７月１日以降に建築確認済証が交付された場合又は建築工事届が受理された場合は、断熱等性能等級４以上かつ一次エネルギー消費量等級４以上の性能を有する住宅が対象となります。 （令和５年６月３０日までに建築確認済証が交付または建築工事届が受理された住宅は、省エネ基準は対象としません。） **・令和８年４月１日以降に契約を締結し、ZEH 水準に適合する住宅を新築した場合および市内の設計事業者が ZEH 水準住宅を設計した場合に、それぞれ 20 万円を助成します。**	次に示す基本額・加算額のうち、対象者が該当する金額を合計した額（最大 230 万円　新築又は購入価格が上限） ■基本額 ①住宅取得額１千万円未満　10 万円 ②住宅取得額　１千万円～２千万未満 20 万円 ③住宅取得額２千万円以上　30 万円 ■加算額 ①転入世帯　50 万円（単身赴任で転出している場合を除く） ②市内業者の新築施工　30 万円（建売住宅購入を含む） ③新築する住宅の土地が２区画以上の民間分譲宅地購入の場合上限 50 万円 ④ZEH 水準住宅を新築した場合　20 万円 ⑤市内設計事業者が ZEH 水準住宅を設計した場合　20 万円 ⑥移住世帯の住宅改修工事費の 1/3（上限額 150 万円） ⑦⑥の加算に該当しない住宅改修工事費の 1/3（上限額 60 万円）	建築住宅課 0577-73-0153
移住者住宅取得等資金 **利子補給金**	移住者が市内に住宅を新築、購入又は改修するために金融機関から融資を受けた際の利子の一部を補給します。	転入の日から前後３年以内に生活の本拠とする住宅を取得した移住者の方で、金融機関から住宅ローン（リフォームローン含む。）を借り入れて、当該住宅の取得、または転入の日から３年以内に当該住宅の改修工事を行った方。	１月から 12 月までに支払った住宅ローン（リフォームローン含む。）の利子のうち、年利１パーセントに相当する額を 36 ヶ月間	ふるさと応援課 0577-62-8904

表①

住 所 地	補助金（定額）
岐阜県下呂市、岐阜県高山市、岐阜県大野郡白川村	対象外
富山県、上記以外の岐阜県内市町村	3,000 円
新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県	5,000 円
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、滋賀県、奈良県、和歌山県、京都府、大阪府、兵庫県	8,000 円
北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	10,000 円

表②

市内対象宿泊施設								
古川町	**一棟貸し**	①弐之町 YARD ②IORI SETOGAWA ③IORI GOTO ④IORI KAWANAKA ⑤IORI ICHINOMACHI ⑥IORI YAMAGUCHI ⑦吉城の郷 馬出し橋 ⑧吉城の郷 大日の宿 ⑨吉城の郷 ふるかわ ⑩吉城の郷 小島屋 ⑪CHAKRA ⑫数寄屋･末広の家						
	その他	①Yamanami ②vegi garden ③HIDAIE ④SATOYAMA STAY TONO-MACHI ⑤SATOYAMA STAY NINO-MACHI ⑥民宿スマイル ⑦FabCafe Hida						
神岡町	**その他**	民泊もんじろう	**河合町**	**その他**	民泊 TOMO	**宮川町**	**その他**	①板倉の宿 種蔵 ②飛騨まんが王国 ③Naturu MIYAGAWA